

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 兵庫県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第32号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金171万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年3月21日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第17号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年1月19日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第17号に該当

- (1) 被審人は、外国車・国産車の新車及び中古車の販売並びに修理、整備等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていた株式会社ハナテン（以下「ハナテン」という。平成28年1月21日上場廃止。）の役員であるが、同人が、職務に関し株式会社ビッグモーターの役員であるBからの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関が、ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、平成27年7月14日に、飲食店Cにおいて、Dに対し、上記事実の公表がされる前にハナテン株式の買付けをさせることによりDに利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Dは、上記事実の公表がされた平成27年10月30日より前の同年7月15日、E証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、自己の計算において、ハナテン株式合計2万株を買付価額合計860万6200円で買い付けたものである。

- (2) 被審人は、上記事実を、平成27年9月11日に、F社応接室において、Gに対し、上記事実の公表がされる前にハナテン株式の買付けをさせることによりGに利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Gは、上記事実の公表がされた平成27年10月30日より前の同年10月19日から同月27日にかけて、H証券株式会社を介し、東京証券取引所において、自己及びI名義で、自己の計算において、ハナテン株式合計8500株を買付価額合計331万2100円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条の2第2項第3号、第4項第2号、第167条の2第2項、第167条第1項第5号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

(1) 違反事実(1)に係る課徴金の額

ア. 法第175条の2第2項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

$$\begin{aligned} & \{ (539 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株}) - (428 \text{ 円} \times 2,300 \text{ 株} + 429 \text{ 円} \times 6,200 \text{ 株} \\ & + 430 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 432 \text{ 円} \times 8,500 \text{ 株}) \} \times 1/2 \\ & = 1,086,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,080,000円。

(2) 違反事実(2)に係る課徴金の額

ア. 法第175条の2第2項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

$$\begin{aligned} & [\{ 539 \text{ 円} \times (16,200 \text{ 株} \times 3,312,100 \text{ 円} / 6,312,100 \text{ 円}) \} \\ & - \{ (382 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 384 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株} + 385 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 386 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株} \\ & + 387 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株} + 389 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 390 \text{ 円} \times 4,400 \text{ 株} \\ & + 398 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 399 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - 3,000,000 \text{ 円} \}] \times 1/2 \\ & = 634,835.34 \end{aligned}$$

(注) 小数点以下の端数が生じた場合は、小数第三位を切り捨てて表記しているが、計算の過程においては、端数処理は行っていない。

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、630,000円。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

$$1,080,000 \text{ 円} + 630,000 \text{ 円} = 1,710,000 \text{ 円}$$

となる。